

地球温暖化対策税等に関する緊急要望

22.11.11

(社) 全日本トラック協会

1. 軽油引取税の「当分の間税率」（旧暫定税率分の名称を変更して税率を維持しているもの。）の速やかな廃止。いうまでもなく、総務省、全国知事会が主張している「地方環境税」（「当分の間税率」を名称のみ「環境」に書き換えて、維持、恒久化しようとするもの）は、民主党マニフェストにも完全に違背するものであり、絶対反対。
2. 「地球温暖化対策税案（温暖化対策を名目に、個別燃料税の見直しを放置したまま石油石炭税を実質増税しようとするもの。）」は、マニフェストを無視して闇雲に財源確保のための増税を図ろうとするもので、絶対反対。マニフェストに従い、個別燃料税と一体化した全体の制度設計の見直しが必要。

《民主党マニフェスト（2009年7月）》

- ・ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率は廃止して、2.5兆円の減税を実施する。
- ・将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税(仮称)」として一本化、自動車重量税は自動車税と一本化、自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止する。
- ・地球温暖化対策税の導入を検討する。その際、地方財政に配慮しつつ、特定の産業に過度の負担とならないように留意した制度設計を行う。

3 . 仮に、現下の厳しい税収不足を背景に、軽油引取税の「当分の間税率」の継続を図らざるを得ない場合は、それと一体の税制措置である「運輸事業振興助成交付金」の継続は絶対の前提条件。また、交付金について、「通達に従う必要はなく、出すか出さないかは都道府県の勝手」とする総務省の主張は、厳しい経営状況の中、歯を食いしばって暫定税率分までをも負担し続けている納税者を愚弄する論外の議論であり、通達に問題があるなら、徴税根拠と同様、これと一体の税制措置である交付金についても、法制化等その確実な交付を担保する措置を講ずるべき。